

(出前講座) 都市防災総合推進事業について

国土交通省 都市局
都市安全課
平成28年5月31日



国土交通省

(1)都市防災総合推進事業の目的

阪神・淡路大震災における教訓をみるまでもなく、わが国の都市は、都市基盤施設が十分に整備されないまま人口、産業等の集中による都市化が急速に進展したため、地震災害等の各種災害に対して構造的に脆弱である。また、東日本大震災では津波により甚大な被害が発生したところであり、大規模な地震による津波への対策をより一層強化することが求められている。

このため、密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、避難路・避難場所の整備や沿道建築物の不燃化、老朽木造建築物の除却、住民の防災活動への支援等を推進する都市防災総合推進事業を実施する。

(2)都市防災総合推進事業の概要

(平成28年度予算 国費：防災・安全交付金 11,002億円の内数)

■都市防災の計画づくりに対する支援

○災害危険度判定調査（交付率1/3）

建築倒壊や火災の危険性、消防・避難の困難性、津波シミュレーションなど市街地の災害危険度判定に関する調査に対して支援

○住民等のまちづくり活動支援（交付率1/3）

地区住民等に対する啓発活動、まちづくり協議会の活動に対する助成、地区のまちづくり方針の作成に対して支援

○密集市街地緊急リバーサイション事業（交付率1/2）

都市計画道路の整備に併せ、防災環境軸の整備を促進するため、都市再生区画整理事業、市街地再開発事業、都市公園事業等の複数事業を組み合わせた整備計画作成・コーディネートに対して支援

■大規模災害の被災地における復興まちづくりに対する支援

○被災地における復興まちづくり総合支援事業（交付率1/2、1/3）

大規模な災害により被災した被災地における復興まちづくりの計画策定から施設整備までを総合的に支援

■計画に基づく事業実施に対する支援

○地区公共施設等整備（交付率1/2、1/3、2/3※）

道路、公園等の地区公共施設や津波避難タワー等の防災まちづくり拠点施設等の整備に対して支援

○都市防災不燃化促進（交付率1/2、1/3）

避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等で指定する区域（不燃化促進区域）における耐火・準耐火建築物の建築費、建物除却費、補償費に対して支援

○木造老朽建築物除却事業（交付率1/3）

「地震時等に著しく危険な密集市街地」における延焼危険性の低減を図るため、木造老朽建築物の除却に対して支援

※南海トラフ特措法第13条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難場所又は避難経路であって、津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものは交付率2/3

避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体： 市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	交付率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1／3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1／3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設(道路、公園等(防災ベンチ等を含む)) ・防災まちづくり拠点施設(津波避難タワー、防災備蓄倉庫等)	1／2 1／3※1 2／3※2
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	1／2 1／3※1
⑤密集市街地緊急リバーサイション事業	・整備計画策定 ・コーディネート	1／2
⑥木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1／3
⑦被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・防災まちづくり拠点施設 ・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1／2 1／3※1

※1：地区公共施設等整備に関する用地費等は交付率1／3

※2：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については交付率2／3

○ 地区要件等

施工地区	以下のいずれかに該当し、都市防災に関する計画(地域防災計画など)を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区 ・三大都市圏の既成市街地 ・大規模地震発生の可能性の高い地域※3 ・指定市 ・道府県庁所在の市 ・重点密集市街地を含む市町村 ・DID地区
交付対象	測量試験費、実施設計費、工事費 等

※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、又は地震予知観測強化地域、特定観測地域



① 災害危険度判定調査

目的

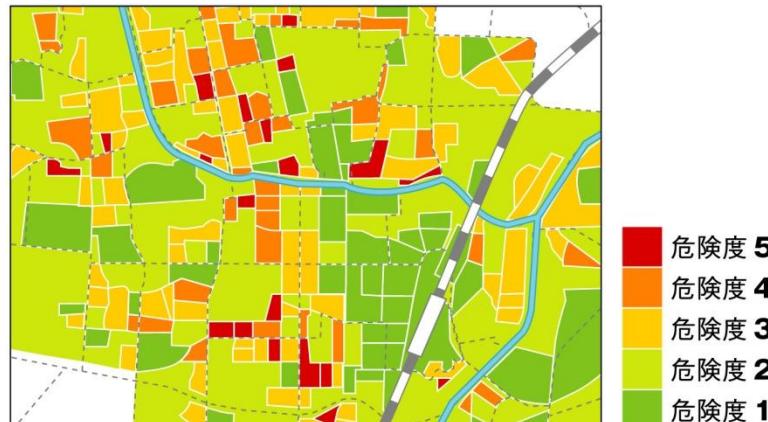
地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急的に整備が必要な地域を明確にすることにより、住民が自らが住んでいる地域の災害に対する危険性への認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の機運を高める。

交付対象

- 建物倒壊や火災の危険性、消防・避難の困難性、津波シミュレーションなど市街地の災害危険度判定に関する調査

活用のポイント

- 災害危険度マップの作成等調査に必要なデータ作成についても交付対象。
 - 災害危険度マップ作成においては、『防災まちづくり支援システム』の使用を奨励。
【参考】防災まちづくり支援システム普及管理委員会HP→<http://www.bousai-pss.jp/>



災害危険度判定調査の例



津波防災マップの作成 (大阪府貝塚市)

② 住民等のまちづくり活動支援

目的

市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、大都市等の防災上危険な密集市街地等を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。

交付対象

- 住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動
- まちづくり協議会の活動に対する助成
- 地区のまちづくり方針の作成

事業主体に、H28年度より地域のまちづくり団体※を追加(間接補助)

※地域のまちづくり団体とは

- ・まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の特定非営利活動法人
- ・防災まちづくりを推進する観点から必要と認められる事業等を実施する者として市区町村からの指定を受けた団体



まち歩きによる啓発活動
(兵庫県神戸市)



ワークショップの実施
(山口県宇部市)

③ 地区公共施設等整備（その1）

目的

地区レベルの防災性の向上のため、防災上危険な密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される市街地等における道路、公園などの地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備等により、災害時の初期段階での避難活動等の円滑化を図る。

交付対象

- 密集市街地における防災上重要な都市公園
- 道路又は公園、広場等の地区公共施設（幹線道路や広域避難場所は除く）
- 防災まちづくり拠点施設
(避難所、津波避難タワー、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の整備)

【地区公共施設整備について】

- 住民等の合意形成がなされた整備計画への防災上の位置づけ
(地区計画、防災都市づくり計画、地域防災計画、地震防災緊急五箇年計画等)
※附属施設は、本体(公園等)に位置付けがあれば整備可能
- 防災上早急に整備する必要性、又は防災上著しい効果が期待できる旨の説明
(延焼遮断/遅延効果、消防活動困難地域の解消、緊急車両の進入、避難活動の円滑化、避難可能人数の増大 等)

【防災まちづくり拠点施設について】

- 現在は、運用上、地域防災計画等住民等の合意形成がなされた計画への位置づけを確認
- 通常時は防災まちづくりの研修等を行う場、災害時は応急活動の拠点として機能する集会施設等
(整備時には、耐震性貯水槽・備蓄倉庫・非常時情報システム等の災害応急対策施設を合わせて設置することが望ましい)

③ 地区公共施設等整備（その2）

施設	内 容	効果等の説明例
道路	新設・拡幅	延焼遮断、避難、消防活動、緊急車両の進入等
公園・広場・緑地	用地	(災害初期段階での)避難者等の収容
	マンホールトイレ	(災害初期段階での)避難者等が利用
	耐震性貯水槽	(災害初期段階での)避難者等が利用
	かまどベンチ	(災害初期段階での)避難者等が利用
	備蓄倉庫	(災害初期段階での)避難者等が利用
	照明施設	夜間の避難等を想定(災害時使用)
	非常用通信システム	(災害初期段階での)避難者等が利用
	バリアフリー化	要配慮者の避難円滑化
防災まちづくり拠点施設	建物 (市役所、学校等主たる用途が防災でない場合は、建物本体の整備は原則不可。)	地区の災発後初期段階での応急活動の拠点となりうる用途のもの。地域住民等の生命を守る津波避難タワー等津波避難施設。既存施設の耐震化等も含む(既存施設の転用も含む)。
	耐震性貯水槽	避難者等が利用(既存施設への付加も可能)
	備蓄倉庫	避難者等が利用・防災活動用資材の保管(既存施設への付加も可能)
	非常用通信システム	避難者等が利用
	自家発電施設	災害時の防災まちづくり拠点としての機能維持

③ 地区公共施設等整備（その3）

活用のポイント

- 面積要件及び事業費要件がないため、小規模な事業実施が可能
防災上必要な地区内道路・公園のほか、多様な公共施設の整備が可能。
※ただし、地区公共施設等整備は、地区レベルの防災性向上を図るための事業であり、広域的観点から必要となる幹線道路や広域避難地の整備は対象外
※市内全域等、広域の地区設定をする場合は整備効果等事業の必要性を要整理
- 複合施設を整備する場合は、施設の主な機能が防災関連であること
(防災まちづくり拠点施設と消防署、支所等との合築) →適宜、アロケーションを実施



地区内公園の整備
(大阪府岸和田市)



道路の拡幅
(東京都葛飾区)



備蓄倉庫の整備
(大阪府松原市)



津波避難タワーの整備
(高知県四万十市)

④ 都市防災不燃化促進

目的

避難地、避難路、延焼遮断帯等の周辺における建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、住民の避難の安全性の確保と市街地における大規模な延焼の遮断・遅延を図る。

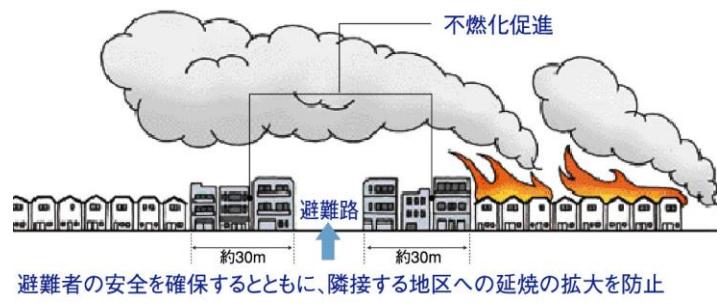
交付対象

- 避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等の指定区域(不燃化促進区域)における耐火建築物又は準耐火建築物の建築費、及び建築物の除却費、補償費への助成
- 現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針作成、事業計画の作成・推進等

活用のポイント

- 避難地・避難路等周辺以外でも防災街区整備地区計画に係るものは実施可能。この場合、面積要件がないため、小規模な事業実施が可能。ただし、防災街区整備地区計画及び特定建築物地区整備計画が必要。

	避難地・避難路等に係るもの (地域防災計画などの都市防災に関する 計画に位置付けられたもの)	特定地区防災施設に係るもの
土地利用	防火地域(防火地域に準じる規制地域を含む。)、特定防災街区整備地区	防災街区
不燃化促進 区域の範囲	避難地:周辺120m 避難路:沿道30m 面積要件:概ね1.5ha以上	沿道1宅地分 面積要件:なし
高さ制限	7m以上(例外あり)	5m以上



5 密集市街地緊急リノベーション事業

目的

重点密集市街地（「地震時等に著しく危険な密集市街地」）において、複数の事業を組み合わせた整備計画作成・コーディネートに対する支援と、整備計画に位置付けられた事業について、面積の合計が一定規模以上である場合に、面積要件の緩和を実施することにより、各種事業の総力を結集して「防災環境軸」の整備を推進する。

- 交付対象 整備計画作成費 コーディネート費（1ha当たり600万円／年を上限）

活用のポイント

- 交付対象期限：平成28年度まで
 流動的な事業実施を可能にするため、各種事業の面積要件を緩和

事業名	採択面積の下限
都市再生区画整理事業	各種事業の面積要件の概ね1/2
市街地再開発事業	
防災街区整備事業	
都市防災総合推進事業（都市防災不燃化促進）	1,500m ²
都市公園事業（防災公園）	
防災公園街区整備事業	



⑥ 木造老朽建築物除却事業

目的

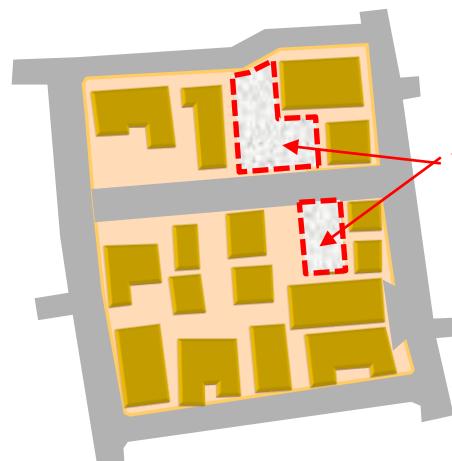
首都直下地震等の大規模地震に伴い甚大な被害が想定される密集市街地の早期改善を図るため、延焼危険性の大きな要因となっている木造老朽建築物の除却を支援。

交付対象

- 民間事業者が実施する木造老朽建築物の除却に必要な測量試験費、実施設計費、工事費への助成（間接交付）

活用のポイント

- 地震時等に著しく危険な密集市街地（重点密集市街地）に限定。
- 延焼危険性の低減を図るため、除却する木造老朽建築物の敷地面積は100m²以上とするが、隣接敷地の木造老朽建築物をあわせて除却し、一体的に100m²以上の空地となる場合も適用が可能。



老朽建築物の除却を
交付対象に追加



老朽建築物

目的

大規模な災害により被災した被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の施設整備まで、一体的に支援する。

交付対象

- 復興まちづくり計画策定支援
 - ・復興まちづくり計画の作成及び付随する調査
 - ・コーディネート
- 復興に向けた公共施設等整備
 - ・地区公共施設
 - ・防災まちづくり拠点施設
 - ・高質空間形成施設(植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等)
 - ・復興まちづくり支援施設(各種のイベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設)
- 復興まちづくり施設整備助成(間接補助)
 - ・共同施設(通路・駐車施設・児童公園・広場・緑地)
 - ・復興まちづくり支援施設(地方公共団体が自ら所有・管理するものを除く)
 - ・修景施設(建築物、建築設備、外構等の外観及び色彩に係る修景)

活用のポイント

- 復興まちづくり計画の計画策定にも、1／2交付。他制度で認められている施設整備についても、本制度で交付対象として認められていることから、その都度制度を選択する必要がない。
- 整備する道路の規模要件がなく、防災まちづくり拠点施設の用地費、補償費が交付対象となる。



事業対象地域

交付対象要件等(都市防災総合推進事業)

	災害危険度 判定調査	住民等の まちづくり 活動支援	地区公共 施設等整備	都市防災 不燃化促進	密集市街地 緊急リハーサン事 業	木造老朽建築物 除却事業	被災地における 復興まちづくり 総合支援事業
大規模地震発生の可能性の高い地域※ ¹	○	○	○	○	×	×	×
三大都市圏の既成市街地等	○	○	○	○	×	×	×
指定都市、道府県庁所在都市	○	○	○	○	×	×	×
重点密集市街地※ ² を含む市町村	×	○	○	○	○	○ <small>(重点密集市街地に限る)</small>	×
D I D 地区	○	○	○	○	×	×	×
大規模な災害による被災地※ ³	×	×	×	×	×	×	○
事業主体	都道府県、 市町村、防 災街区整備 推進機構	市町村、防 災街区整備 推進機構、 地域のまち づくり団体	都道府県、 市町村、防 災街区整備 推進機構等	都道府県、 市	都道府県、市 町村、防災街 区整備推進機 構	民間事業者	市町村 等
交付率	1/3	1/3	1/2, 1/3 2/3※ ⁴	1/2 (調査1/3)	1/2	1/3	1/2, 1/3

注) 地震に強い都市づくり推進五箇年計画に係る交付対象施設の特例(防災情報通信ネットワークの整備)については、平成27年度以降、一定の経過措置を設けた上で交付対象外とする。

※1 地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、観測強化地域、特定観測地域

※2 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)に基づく地震時に著しく危険な密集市街地

※3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村

※4 南海トラフ地震特措法第13条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難場所又は避難経路であって、「津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準」に適合するものに限る。 15

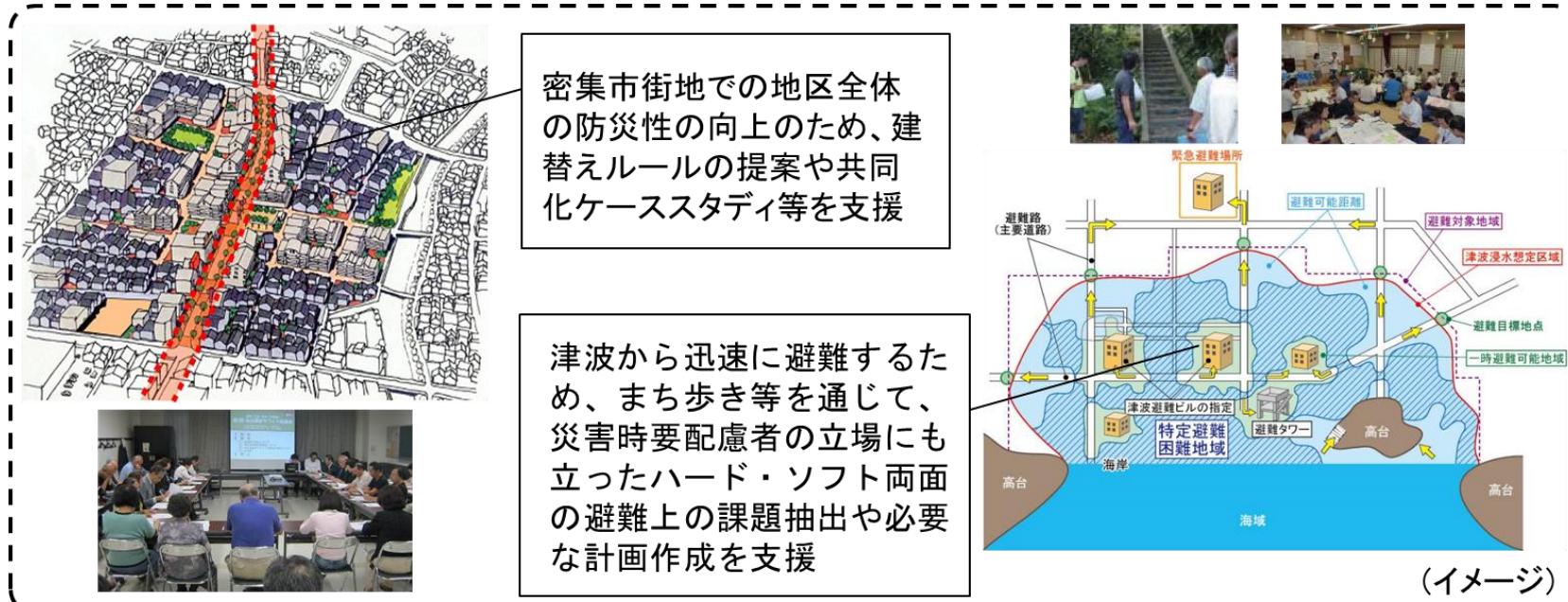
都市防災総合推進事業の最近の拡充内容

	主な出来事	都市防災総合推進事業の拡充内容
H21		○都市防災不燃化促進:助成額の見直し
H22	○社会資本整備総合交付金の創設 ●東日本大震災(3.11) ●住生活基本計画(全国計画)見直し	
H23	○地域自主戦略交付金の創設 (都道府県施行の移行) ○東日本大震災復興交付金の創設【三次補正】 ○社会資本整備総合交付金(全国防災)の創設【三次補正】	(○東日本大震災復興交付金の創設【三次補正】の基幹事業に) ○被災地における復興まちづくり総合支援事業:東日本大震災被災地 (特定被災地方公共団体)を追加【三次補正】
H24	○防災・安全交付金の創設【補正】 (都市防は防安交へ)	○密集リバの延長(H28まで) ○都市防災不燃化促進:対象区域の拡充【補正】 ○都市防災不燃化促進:対象建築物要件の緩和【補正】 ○都市防災不燃化促進:除却工事費切り出し、仮住居等追加【補正】
H25	●南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法制定 ●首都直下地震対策特別措置法制定	○防災まちづくり拠点施設:南海トラフ巨大地震による津波被害想定地域の用地費(国費率1/3)及び補償費(国費率1/2)を追加 ○地区公共施設等整備:南海トラフ巨大地震による津波被害想定地域の避難路の用地費を幅員4m未満も追加、補償費を幅員4m以上の道路を追加
H26	●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律改定	○地区公共施設等整備:危険密集における避難経路転換用地買収追加 ○南トラ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画への位置付けにより避難施設及び避難路整備の交付率を2/3に嵩上げ
H27	○密集市街地総合防災事業の創設 ●水防法、下水道法等改正	○木造老朽建築物除却事業追加 ○三位一体による財源移譲済事業への支援を経過措置扱い等 (地震に強い都市づくり緊急整備事業による防災行政無線等)
H28		○住民等まちづくり活動支援:地域のまちづくり団体を追加

防災まちづくり活動を実施する団体による啓発活動や防災のための計画づくり等の取組への支援を強化することで、住民が自ら考え行動する「自助」、住民相互あるいは地域コミュニティの中で助け合う「互助」の取組を推進し、都市の防災対応力向上を図る必要がある。

このようなことから現行の「住民等のまちづくり活動支援」の交付対象に、地方公共団体を通じた間接交付として以下のいずれかの要件を満たす地域のまちづくり団体を追加する。

- ・まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の特定非営利活動法人
- ・防災まちづくりを推進する観点から必要と認められる事業等を実施する者として市区町村からの指定を受けた団体



密集市街地総合防災整備事業

平成28年度予算: 30.4億円

高齢化の著しい密集市街地において、地方公共団体や民間事業者等が連携し、防災街区の整備に関する事業など防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備に対する支援を重点的に推進する。

事業要件

- 複数の主体(地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者、地域防災組織等)が連携する協議会があること
- 区域に係る整備計画を策定すること 等

対象事業

住宅戸数密度が一定以上等の要件を満たす密集市街地において、整備計画に基づき行われる、以下の事業

- ①社会資本整備総合交付金の基幹事業等の交付対象となる事業(補助対象項目はそれぞれの要綱等に準じる。)

住宅市街地総合整備事業、防災街区整備事業、狭隘道路整備等促進事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、空き家再生等推進事業、都市防災総合推進事業、都市再生区画整理事業、街路事業、都市公園等事業

- ②以下の補助事業(民間事業者等に対する直接補助、補助対象項目はそれぞれの要綱等に準じる。)

防災・省エネまちづくり緊急促進事業、スマートウエルネス住宅等推進事業、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業

- ③総合防災促進事業

補助率

- ①及び② 各事業の補助率、補助限度額に準じる。

- ③ 地方公共団体:国1/2、それ以外:国1/3、地方1/3
※ただし、整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を上限とする。

以下の事項は、従来の事業(国1/3、地方1/3)よりも高い補助率を適用

- ・地区公共施設整備:国1/2、地方1/2

※民間事業者が行うもので、整備後に地方公共団体が管理するものに限る。

- ・住宅・建築物の共同施設整備:国2/3、地方1/3

事業主体

地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構及び民間事業者等

